令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災された お客さまへの特別措置について

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客さまにおかれましては、心からお見舞い申し上げます。

当社は、当該災害による影響で災害救助法が適用された静岡県沼津市、伊東市、富士市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町のお客さまからのお申し出に応じて、電気料金等の特別措置を適用いたします。

<お客さまへの特別措置の内容>

1. 電気料金の支払期日*1の延長

被災されたお客さまの 2025 年 6 月分 (支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。)、7 月分、8 月分および 9 月分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金は申し受けません。

3. 工事費負担金*2の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないで 需給契約を廃止し、2026年1月末日までに被災前と同じ契約内容で電気のご 使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費※3の免除

被災されたお客さまが、2026年1月末日までに臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

- 5. 使用不能設備に対する基本料金の免除
 - 被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合、2026年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。
- 6. 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除 被災されたお客さまが、2026年1月末日までに引込線、計量器等の取付位 置の変更を申し込まれた場合は、その初回の工事に要した費用は申し受けま せん。

7. 不使用日の料金割引

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない期間のうち、災害発生日が属する月から 2026 年 1 月末日までの間において、「2.不使用月の電気料金の免除」が適用されない期間については、一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める「災害救助法が適用された場合等の特別措置」にもとづく割引(不使用日1日につき託送料金の基本料金を4%割引)と同額を電気料金から割引いたします。

※1:支払期日とは、請求日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2、3:工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまに電気を供給するために施設 される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

<特別措置のお申込み・お問い合わせ先>

	対 象 地 域	お申込み・お問い合わせ先
静岡県	沼津市、伊東市、 富士市、下田市、 伊豆市、賀茂郡東伊豆町	カスタマーセンター Tel.0120-410-761

[受付時間] 月曜日~金曜日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始 (12/29~1/3) を除きます。

なお、特別措置の適用にあたっては、原則として、罹災証明書等のご提出が必要になります。

以 上